しのはら公園（かいのびパーク） ネーミングライツ募集要項

１　趣旨

甲斐市（以下「市」という。）では、施設管理や市民サービスの継続的な実施及び質の向上に寄与することを目的として、本要項に基づき、施設等の名称に企業名や商品名等を冠した愛称を付与する権利（以下「ネーミングライツ」という。）について、対価を支払って取得することができるネーミングライツパートナーを募集します。

２　対象施設（別紙「しのはら公園（かいのびパーク）事業概要」参照）

⑴　施設名　しのはら公園（愛称　かいのびパーク）

⑵　所在地　山梨県甲斐市篠原１番地６

⑶　施設区分　公園

⑷　指定管理者　しのはら公園子育て・地域共創パートナーズ（株式会社明日香（代表企業）外２社による共同体）

⑸　備考　本公園は令和９年７月１日から供用開始予定（ただし、供用開始日は変更となる可能性があります。）

３　契約期間

⑴　契約期間は、令和９年４月１日から令和14年７月31日まで（5年4か月間）とします。

⑵　契約期間には、愛称の表示及び設置、原状復旧期間を含むものとします。

⑶　契約期間には、公園供用開始前の期間が一部含まれますが、施設名称表示（変更）に伴う協議・準備等の期間となります（「６　ネーミングライツパートナーの特典）参照）。

４　ネーミングライツ料

⑴　金額

5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む年額）

上記は参考金額であり、提案金額を制限するものではありませんが、審査項目となっております。

⑵　納付

ア　原則、当該年度分を契約書に定める期日までに、市が発行する納入通知書により、一括で納付していただきます。

イ　ネーミングライツ料の納付に要する費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。

⑶　期間が１年間に満たない場合の計算

期間が１年間に満たないネーミングライツ料は、日割り（年額を 365 日で除した額に日数を乗じ、この額に１円未満が生じる場合は、小数点以下は切り捨てます。）により計算した金額とします。

⑷　返還

納付済みのネーミングライツ料は、原則、返還しません。ただし、ネーミングライツパートナーの責めに帰することができない事由により、ネーミングライツを中止し、又は契約を解除した場合は、この限りではありません。なお、ネーミングライツ料には利息を付さないものとします。

５　愛称等の条件

⑴　使用可能な愛称は、企業名、商号、商品名、ロゴマークとします。

⑵　愛称は、市民や地域にとっての親しみやさ、呼びやすさ、施設等の設置目的やイメージと合うものとします。

⑶　愛称には、「かいのびパーク」という言葉を含めることを条件とします。

（例）〇△□株式会社がパートナーの場合

「〇△□かいのびパーク」　「かいのびパーク〇△□」など

⑷　愛称は、市の条例等で定める施設名称を変更するものではありません。

⑸　愛称の表示に関して、必要に応じて正式名称の併記等、市が適当と認める運用を行う場合があります。

⑹　契約期間中の愛称変更は、原則としてできません。ただし、やむを得ない理由により愛称を変更する必要がある場合は、市とネーミンライツパートナーとで協議のうえ、愛称を変更することができるものとします。

⑺　次のいずれかに該当する場合は、愛称として使用できません。

ア　市の公共性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの

イ　法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの

ウ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律 122 号）第 2 条に規定する営業に該当するもの

エ　賃金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条に規定する貸金業に関するもの

オ　政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの

カ　公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの

キ　青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

ク　美観風致を害するおそれがあるもの

ケ　その他、愛称として使用することが適当でないと認められるもの

⑻　提案する愛称が、第三者の知的財産権を侵害していないことを応募者の責任において、確認してください。

６　ネーミングライツパートナーの特典

(1)　施設名称表示（変更）権

愛称による施設名看板等を設置（変更）できます。ただし、看板等の仕様・規模等については、別途市及び指定管理者と協議が必要となります。詳細は別紙「しのはら公園（かいのびパーク）サイン・看板の設置について」をご確認ください。

(2)　愛称の浸透・定着支援

本市として、市広報誌やウェブサイトへ掲載し、市民・利用者への浸透を図ります。また、指定管理者により作成する専用ウェブサイト、SNS（Instagram・LINE)、パンフレット及びポスターにも掲載します。

７　費用負担区分

市とネーミングライツパートナーの費用負担は、次によるものとし、双方協議のうえ、契約書等において定めます。なお、ネーミングライツパートナーが負担する費用は、ネーミングライツ料のほかに別途負担するものとします。

区　分	市	ﾈｰﾐﾝｸﾞﾗｲﾂﾊﾟｰﾄﾅｰ
サイン・看板の表示及び設置（変更）等に係る費用		○
サイン・看板の維持管理に係る費用（表示変更の場合、変更した部分に係る費用に限る）		○
サイン・看板を起因とした第三者への損害賠償に係る費用（表示変更の場合、変更した部分に起因としたものに限る）		○
契約期間中の愛称の変更に係る費用		○
ネーミングライツパートナーが原因による契約解除等に係る費用		○
契約期間終了後の原状復旧費用		○
契約の締結等に必要な費用		○
市が発行する印刷物やウェブサイトの表示変更に係る費用	○	

８　応募資格

(1)　ネーミングライツパートナーは、市のパートナーとしてふさわしい資力と信用を備え

た法人とします。ただし、当該法人で構成する「共同体」の場合は、法人格を有していなくても構いません。

(2)　次の事項に該当する場合は、対象外とします。

ア　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当するもの

イ　本市から指名停止措置を受けているもの

ウ　本市税、本社所在都道府県税及び市区町村税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの

エ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生又は再生手続をしているもの（ただし、更生計画又は再生計画が裁判所に承認された場合は除く。）

オ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

カ　法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反しているもの

キ　公序良俗に反する事業を行うもの

ク　政治団体又は宗教団体

ケ　指定管理者制度を導入している施設にあっては、現在の指定管理者の事業目的と競合するもの（ただし、現在の指定管理者及びその関連企業は除く。）

コ　その他、市のネーミングライツパートナーとして不適当と認められるもの

９　応募手続

(1)　提出書類

応募者は、次に掲げる書類を提出してください。

①ネーミングライツパートナー申込書	様式 1
②誓約書	様式 3
③法人等の概要がわかるもの	会社概要・ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ等
④役員名簿	様式 4
⑤登記事項証明書	
⑥決算報告書（直近 3 期分）	賃借対照表、損益計算書等
⑦納税証明書又は未納のない証明書（応募時点）	本市、県、国、事業所所在市区町村分
⑧地域貢献に対する理念、活動実績及び今後の計画	任意様式

⑨そのほか必要とする書類	

(2)　募集期間

令和8年11月26日（木）から令和9年1月12日（火）午後5時必着（土、日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く、午前9時～午後5時）

(3)　提出部数

３部（正本１部、副本２部)、電子媒体（CD-R）に入力したもの１部

(4)　提出先

甲斐市　まちづくり振興部　都市計画課

〒400－0192　山梨県甲斐市篠原2610番地

電話　055-278-1669

Ｅ-mail：kouenryokuchi@city.kai.yamanashi.jp

(5)　提出方法

応募書類の提出は、持参又は郵送とする。なお、郵送により提出する場合は、1月12日（火）午後5時必着とし、郵送後に別途電子メールにより、件名を「しのはら公園 ネーミングライツ応募書類提出」とし、参加者名、担当者氏名及び発送した日時について送信すること。

(6)　留意事項

ア　必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

イ　応募に当たり必要な経費は、応募者の負担とします。

ウ　提出された応募書類等の内容は変更できません。また、提出された応募書類等は返却しません。

エ　応募内容及び選定結果等については、甲斐市情報公開条例（平成16年甲斐市条例第10号）に基づき、原則開示対象となる場合があります。

オ　応募書類等の内容に虚偽の記載があったことが判明した場合は、失格となります。

カ　応募が１者のみの場合であっても有効とします。

キ　応募がなかった場合は、募集は取り止めとなります。

１０　審査方法等

(1)　一次審査

一次審査として、応募書類、応募資格及び提案された愛称案が、条件を満たしていること等を審査します。

(2)　二次審査

一次審査を通過した応募者を対象として、広告審査委員会において、次の項目に基づ

き二次審査を行い、優先交渉権者を決定します。なお、審査の結果、優先交渉権者を選定しない場合もあります。

審査実施日は令和9年1月下旬を予定しています。

項　目	審査基準	配点
ﾈｰﾐﾝｸﾞﾗｲﾂ料	提案金額の妥当性	50
愛称案	市民や地域にとっての親しみやすさ、呼びやすさ、施設等の設置目的やイメージとの整合　等	20
地域性	市内に本社、事業所等の有無	10
地域貢献	地域貢献の理念、活動実績、今後の計画	10
経営状況	決算報告書による経営状況、納税状況等	10
合　計		**100**

(3)　審査結果の通知

全ての応募者に対し、審査結果を文書で通知します。

(4)　優先交渉権者との協議

優先交渉権者と市は、契約内容について詳細協議を行います。市は、優先交渉権者との協議において、合意の可能性がないと判断した場合は、協議を打ち切り、次点者がいる場合は、次点者を優先交渉権者として契約内容についての詳細協議を行います。次点者がいない場合は、本募集は取り止めとなります。

(5)　ネーミングライツパートナーの決定

優先交渉権者との詳細協議が整った場合は、当該企業等をネーミングライツパートナーとして決定します。

１１　契約の締結等及び公表等

(1)　契約の締結

ネーミングライツパートナーの決定後、市とネーミングライツパートナーとの間で、ネーミングライツに関する契約を締結します。

(2)　契約保証金

ア　契約保証金の額は、甲斐市財務規則（平成16年甲斐市規則第47号）第163条に基づき、契約時のネーミングライツ料総額の100分の10以上とします。

イ　契約保証金は、契約締結の際に納付していただきます。

ウ　契約保証金の納付に要する費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。

エ　本契約が終了し、愛称の表示サイン・看板等の撤去等の原状復旧がされた場合は、保証金の全額を遅滞なくネーミングライツパートナーに返還します。ただし、市は、

ネーミングライツパートナーに起因する契約解除及び未払い債務等があるときは、契約保証金の額から当該未払債務の額を差し引いた額を返還するものとします。

なお、契約保証金には利息を付さないものとします。

(3)　契約保証金の免除

契約保証金の免除は、甲斐市財務規則第 164 条の規定に基づき、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することができるものとします。

ア　契約の相手方が、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。

イ　契約の相手方が、過去 2 箇年間に市と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

ウ　契約金額が 200 万円未満であり、かつ、契約者が契約を確実に履行するものと認められるとき。

(4)　契約の解除

市は、ネーミングライツパートナーの信用失墜行為等に伴い、当該施設等のイメージが損なわれるおそれが生じたときは、契約期間満了を待たずに契約を解除できることとします。この場合、原状復旧に係る費用は、ネーミングライツパートナーが負担するものとします。

(5)　公表

ネーミングライツパートナーとの契約締結後、速やかに当該企業等の名称、愛称、契約期間等を市ウェブサイト等により公表します。

(6)　契約期間の延長

契約期間終了前に、ネーミングライツパートナーから契約延長の申し入れがあった場合、市と協議の上、期間を延長できる場合があります。

１２　表示・掲出等に係る協議

愛称の表示に伴う看板等の設置・表示の方法、時期、範囲、既存表示との調整等については、市と協議の上決定します（法令及び関係機関との協議が必要な場合があります）。

１３　その他

(1)　応募者は、甲斐市広告審査委員会に対し、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。

(2)　業務の遂行に関し、定めが無いとき又は疑義が生じたときは、市とネーミングライツパートナーは誠意をもって協議し決定するものとします。

１４　問合せ・応募先

甲斐市　まちづくり振興部　都市計画課
〒400－0192　山梨県甲斐市篠原 2610 番地
電話　055-278-1669
Ｅ-mail：kouenryokuchi@city.kai.yamanashi.jp